

福井県と株式会社関西メディカルネットとの連携に関する協定書

福井県(以下、「甲」という。)と株式会社関西メディカルネット(以下、「乙」という。)とは、最先端の陽子線がん治療法をより多くの方々に提供し医療の向上に資することを共有理念として、相互の協力が可能な分野における連携を推進するために、次のとおり相互の連携に関する協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携および協力をを行い、甲が平成22年度に治療開始を予定している陽子線がん治療施設が幅広く活用されるための活動を通じて、共有理念の実現を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。なお、以下に定める事項の実施の可否、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して、陽子線がん治療に関する情報を提供する。
- (2) 乙は、乙の会員に対して、陽子線がん治療および甲の陽子線がん治療施設が幅広く活用されるための啓発活動を行う。
- (3) 乙は、乙の会員が甲の陽子線がん治療施設を円滑に利用できるよう、甲の協力を得て、「陽子線がん治療相談室」を設ける。
- (4) その他、甲と乙とは、甲の陽子線がん治療施設の利用促進に向けて、相互に各種連携協力を図る。

(守秘義務)

第3条 甲および乙は、連携事項の検討・実施により知り得た他の当事者(以下、「開示者」という。)の秘密事項を、開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成21年9月7日から平成23年3月31日までとし、期間が満了1か月前までに甲または乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに、1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協定の見直しおよび解除)

第5条 甲または乙のいずれかが、本協定内容の変更または解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更または解除を行つるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自そこの1通を保有するものとする。

平成21年9月7日

甲

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事

西川一誠

知事印

乙

京都府京都市東山区西ノ京下合町11番地

株式会社関西メディカルネット
代表取締役社長 関澤 勝

